

介護保険事業特別会計

令和6年度小郡市介護保険事業特別会計決算に係る 主要施策報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第5項の規定により、令和6年度小郡市介護保険事業特別会計決算に係る主要施策の成果を次のとおり報告する。

令和7年8月27日

小郡市長 加 地 良 光

令和6年度小郡市介護保険事業特別会計決算に係る主要施策を報告するにあたり、その概要を説明します。

高齢化の進行とともに介護給付費が増大化している中において、持続可能な社会保障制度の確立が求められています。本市においても例外ではなく、毎年、人口の高齢化率は上昇し、介護給付費も増加しています。令和7年3月末時点で高齢者人口が17,036人、高齢化率は28.6%です。そのうちの要介護（要支援）認定者数は2,975人で、介護認定率は17.2%、介護サービスの受給者数は2,467人で介護サービス受給率は82.9%となっています。

今後、高齢化がますます進行することが予測される中、第9期小郡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念である「地域とともに高齢者を支えるまちづくり」に則り、高齢者がいくつになっても住み慣れた地域で安心して自分らしくいきいきと生活ができるまちづくりを推進し、地域共生社会の実現を目指していきたいと考えています。

介護保険事業については、介護保険の給付をはじめ、介護予防事業・生活支援サービス事業、在宅医療・介護連携事業により、介護サービスの充実及び介護予防を進めています。そして、適正化事業により、適正な介護給付と介護サービスの質の向上を図っているところです。

また、令和6年度より改定した本市における第1号被保険者の介護保険料は、県内の他自治体と比較すると、低い水準となっています。今後も、介護保険サービスのニーズを適切に把握するとともに、サービスの量の確保及び質の向上に努め、介護給付の状況と住民負担等のバランスをふまえながら、介護保険事業の運営に努めます。

令和6年度 歳入歳出決算額は下記のとおりです。

歳入決算額	4,703,329千円
歳出決算額	4,672,272千円
歳入歳出差引額	31,057千円
実質収支額	31,057千円

歳入総額は、4,703,329千円で、主なものは支払基金交付金が1,216,549千円で総額の25.9%、国庫支出金が1,009,650千円で21.5%、保険料が1,086,483千円で23.1%、繰入金が711,889千円で15.1%、県支出金が632,294千円で13.4%、繰越金が45,624千円で1.0%等となっています。

歳出総額は、4,672,272千円で、内容は保険給付費が4,267,172千円で総額の91.4%、地域支援事業費が215,720千円で4.6%、総務費が97,957千円で2.1%、諸支出金が71,423千円で1.5%、基金積立金が20,000千円で0.4%となっています。

1 歳入歳出決算の状況

(歳 入)

(歳 出)

(単位:千円、%)

科 目	決算額	構成比	科 目	決算額	構成比
1 保険料	1,086,483	23.1	1 総務費	97,957	2.1
2 使用料及び手数料	282	0.0	2 保険給付費	4,267,172	91.4
3 国庫支出金	1,009,650	21.5	3 財政安定化基金拠出金	0	0.0
4 支払基金交付金	1,216,549	25.9	4 基金積立金	20,000	0.4
5 県支出金	632,294	13.4	5 諸支出金	71,423	1.5
6 財産収入	81	0.0	6 地域支援事業費	215,720	4.6
7 繰入金	711,889	15.1	7 予備費	0	0.0
8 繰越金	45,624	1.0			
9 諸収入	477	0.0			
歳入合計	4,703,329	100.0	歳出合計	4,672,272	100.0

2 高齢者人口の推移

(単位:人、%)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総人口	59,592	59,259	59,605	59,264	59,463
65歳以上	16,594	16,774	16,861	16,967	17,036
高齢化率	27.8	28.3	28.3	28.6	28.6

※ 住民基本台帳登録者数(各年4月1日現在)

3 認定者数及び受給状況

(単位:P=ポイント)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		前年比		前年比		前年比
認定者数(1号被保険者)	2,823 人	100.1 %	2,938 人	104.1 %	2,927 人	99.6 %
認定率(対65歳以上)	16.7 %	-0.1 P	17.3 %	+0.6 P	17.2 %	-0.1 P
認定者数(2号被保険者)	49 人	86.0 %	50 人	102.0 %	48人	96.0 %
認定者総数	2,872 人	99.8 %	2,988 人	104.0 %	2,975 人	99.6 %
受給(利用)実人数	2,310 人	101.7 %	2,399 人	103.9 %	2,467 人	102.8 %
受給率	80.4 %	+1.4 P	80.3 %	-0.1 P	82.9 %	+2.6 P

※ 国保連介護保険事業状況報告より(各年度3月分)

4 介護認定区分別分布数

(単位:人)

	要支援		要介護					合計
	1	2	1	2	3	4	5	
認定者数	747	452	551	401	303	338	183	2,975

※ 国保連介護保険事業状況報告より(令和7年3月分)

5 介護保険料の収納状況

(単位:円)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	還付未済額	滞納繰越額
現年	1,087,748,280	1,084,549,880	0	3,198,400	99.7%	611,460	3,809,860
過年	10,436,622	1,933,330	2,453,050	6,050,242	18.5%	0	6,050,242
合計	1,098,184,902	1,086,483,210	2,453,050	9,248,642	98.9%	611,460	9,860,102

1 款 総務費 3 項 介護認定審査会費

(単位：千円)

介護認定審査会費

総 額	財 源 内 訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
8,180	126			8,054		

【施策の目的】

要介護(支援)認定申請者に対し要介護(支援)認定を行うために介護認定審査会を設置する。

【施策の実施】

- ・年間2,046件を審査し、104回の認定審査会を開催した。
- ・訪問調査の調査結果と主治医の意見書をもとに最終的な認定審査を行った。
- ・週2回(火・木)または週3回(火・水・木)2時間ずつ実施。

【施策額の内訳】

(単位:千円)

・ 審査会委員報酬	5,886	審査会・研修出席の報酬
・ 認定システム保守点検委託料	1,073	
・ 認定システム改修委託料	253	
・ 認定システムリース料	967	
・ その他事務費	1	
	8,180	

【施策の評価】

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取り扱いは令和5年度までとし、令和6年度より通常の取扱いを行っている。月によって申請件数、審査件数にばらつきがあるが、昨年度よりも審査件数は減少している。

認定審査会を行う委員に対しては、内部研修を行うとともに、外部研修(オンライン研修)の受講を案内するなど、審査会の質の維持・向上に努めた。

・研修会(内部) 3回 68名 ・研修会(県主催新任研修、認定審査セミナー) 2回 6名

認定調査等費

総 額	財 源 内 訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
36,740				36,740		

【施策の目的】

介護保険法により、介護認定申請者に対し、国で定められた項目に沿って認定調査を実施する。

【施策の実施】

年間2,230件の介護認定申請(新規・更新含む)に対し、訪問調査員が自宅または入所施設に出向き2,045件の調査を実施。

調査員1人あたり、2件/日程度の調査実施を目標としている。

会計年度任用職員(月額)調査員7名と会計年度任用職員(日額)調査員1名・事務職員1名が従事。

調査が認定結果に影響するため、公正かつ公平な調査が求められている。

【施策額の内訳】

(単位:千円)

・ 会計年度任用職員(月額)報酬等	22,864	調査員7名
・ 会計年度任用職員(日額)報酬等	2,781	調査員1名・事務職員1名
・ 主治医意見書手数料	10,369	申請時点での必要書類(作成手数料)
・ その他事務費	726	
	36,740	

【施策の評価】

介護認定は申請から決定通知送達まで、30日以内という期間が定められているが、令和6年度における本市の申請から決定通知までの平均日数は30.3日であった。申請後、状態の悪化や治療開始、転院、訪問調査の日程調整等の理由により、遅延するケースが増加しており、30日以内に結果を出している割合は60.3%である。

今後も、適正化と効率化を考慮しながら、市民ニーズに応える調査の実現に努める。

2 款 保険給付費

(単位：千円)

介護保険給付費（2 款全体）

総 額	財 源 内 訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
4,267,172	945,530	605,587	1,152,136	533,397		1,030,522

【施策の目的】

介護認定者に対し、介護（予防）給付サービスを提供することにより、高齢者本人およびその介護者が安心して生活できる社会の実現に寄与する。

【施策の実施】

各種サービスは、利用者それぞれが契約したケアマネジャーの作成するケアプランに基づき提供される。
本市の要介護（要支援）認定者は令和7年3月末現在で2,975名、うち、実際にサービスを受給している人の割合は 82.9%となっている。

【施策額の内訳】

(単位:件、千円)

		令和5年度			令和6年度		
		件数	給付費		件数	給付費	
				前年比			前年比
1	居宅介護サービス給付費	31,244	1,296,733	104.0%	33,450	1,363,932	105.2%
	うち福祉用具貸与費	7,658	94,700	107.1%	8,034	102,497	108.2%
2	地域密着型介護サービス給付費	5,304	929,460	98.8%	4,588	931,229	100.2%
3	施設介護サービス費	4,971	1,303,803	101.8%	5,076	1,382,829	106.1%
4	居宅介護福祉用具購入費	92	3,244	101.7%	121	4,694	144.7%
5	居宅介護住宅改修費	89	8,104	142.1%	91	8,284	102.2%
6	居宅介護サービス計画給付費	10,164	162,558	107.2%	10,664	169,043	104.0%
7	介護予防(支援)サービス給付費	7,706	126,928	104.1%	9,065	157,931	124.4%
	うち福祉用具貸与費	4,238	23,428	101.3%	4,680	27,290	116.5%
8	地域密着型介護予防サービス給付費	259	19,531	94.6%	174	12,993	66.5%
9	介護予防(居宅支援)福祉用具購入費	92	3,173	126.6%	107	3,520	110.9%
10	介護予防(居宅支援)住宅改修費	160	14,695	134.8%	165	17,529	119.3%
11	介護予防(居宅支援)サービス計画給付費	5,714	25,638	100.7%	6,363	28,920	112.8%
12	高額介護(予防含む)サービス費	7,633	97,900	104.8%	7,850	107,888	110.2%
13	高額医療合算介護(予防含む)サービス費	481	14,555	101.8%	467	14,809	101.7%
14	特定入所者介護(予防含む)サービス費	2,941	64,000	102.4%	2,538	60,989	95.3%
15	審査支払手数料		2,547	104.0%		2,582	101.4%
合 計		76,850	4,072,869	102.3%	80,719	4,267,172	104.8%

【施策の評価】

高齢者及びサービス受給者数の増加に伴い、介護給付費が増加傾向となっている。
高齢者が健康な生活を可能な限り長く送れるよう介護事業及び介護予防事業を推進するとともに、給付の適正化の取組を進めていく。

4 款 基金積立金 1 項 基金積立金

(単位：千円)

介護給付費準備基金積立金						
総 額	財 源 内 訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
20,000					81	19,919

【施策の目的】

- ・介護保険の保険料は、3年間の計画期間内の介護サービス等にかかる費用見込額により決定される。
- ・初年度は黒字、中間年度は同額、最終年度は赤字となる想定で事業計画が立てられている。
- ・保険料余剰分及び預金利息は、後年のために基金に積み立てる。

【施策額の内訳】 (単位:千円)

・令和6年度保険料余剰金	7,509
・令和6年度預金利息	81
・令和5年度繰越金残額	233
・令和5年度分介護給付費支払基金交付金	7,150
・令和5年度分介護給付費県負担金	5,027
	20,000

【施策の評価】

本年度の積立が実施されたことにより、令和6年度末基金残高は、809,727,069円となる。

今後も給付費の増加や保険料額の上昇が予想されることから、基金を保有することで安定した介護保険事業を運営することができる。

6 款 地域支援事業費 1 項 介護予防・日常生活支援総合事業費 (単位：千円)

介護予防・生活支援サービス事業

総 額	財 源 内 訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
144,655	36,164	18,082	39,057	18,081		33,271

【施策の目的】
要支援・要介護に陥るリスクの高い高齢者を対象に施策を行い、要支援・要介護状態への悪化を防止することを目的とする。

【施策の実施】
○対象者

- ・65歳以上の高齢者で基本チェックリストにおいて、国の事業対象者基準に該当する者
- ・国保データベースシステムにおいて事業対象者基準に該当する者
- ・各種介護予防教室におけるアンケートにおいて事業対象者基準に該当する者
- ・介護保険で要支援の認定を受けた者

【施策額の内訳】(単位:千円)

事 業 名	実施回数	参加者	支払額
運動器機能向上教室(すこやか教室)	24回	39人	1,302
介護予防・生活支援サービス(訪問型・通所型サービス)費			129,424
介護予防ケアマネジメント費			13,820
その他事務費			109
合 計			144,655

【施策の評価】
運動器機能向上教室(すこやか教室)を2クール実施し、ストレッチや筋肉トレーニング、脳トレ等を行った。参加者の体力の維持向上が図られた。
介護保険制度の改正により、平成29年度から従来の介護予防給付における訪問介護、通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行したが、それまでサービスを受けていた方がサービスを受けられなくなることがないよう、同様のサービスを実施し利用者のニーズに添えている。
高齢者の介護予防と在宅で自立した生活を過ごすために必要な事業であり、引き続き事業を実施していく。

(単位：千円)

介護予防普及啓発事業

総 額	財 源 内 訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
3,271	439	220	474	220	1,513	405

【施策の目的】

活動的な状態にある高齢者が生きがいをもって活動的に暮らすことを地域全体で支援し、生活機能の維持・向上を図ることを目的とする。

【施策の実施】

○対象者 65歳以上の高齢者

65歳以上の高齢者を対象に、現在介護認定を受けていない人が要支援および軽度の介護認定者とならないように予防するための事業や啓発等の取組を行う。

○開催場所 市役所、市内校区コミュニティセンター等

【施策額の内訳】

(単位：千円)

事 業 名	実施回数	参加者	支払額
高齢者運動会	1 回	287人	198
音楽サロン教室	36 回	78 人	1,188
高齢受給者証交付時運動指導	12 回	119人	257
ケア・トランポリン健康運動教室	72 回	56人	1,513
地域リハビリテーション活動支援事業	7 回		97
その他事務費			18
合 計			3,271

【施策の評価】

高齢者運動会においては、第2回高齢者スポーツ文化フェスタとして開催した。

音楽サロン、ケア・トランポリンについては市内5校区で教室を実施し、また専門職の講師派遣を行うなどして、介護予防の知識や重要性を伝える取組を行った。

今後も介護予防のための運動機会の提供を続けていく。

※R6年度より一部を一般会計「一般介護予防事業」へ移管し、「介護予防普及啓発事業」へ名称変更

一般介護予防事業【高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業】

総 額	財 源 内 訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
4,730				4,730		

【施策の目的】

基本チェックリストやKDBシステムで抽出した介護リスクの高い高齢者を中心に、校区コミュニティセンターなどを活用した健康相談や受診勧奨の取組の促進(ポピュレーションアプローチ)を図り、生活機能の低下を防止し、高齢者の自立した生活を実現し健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

【施策の実施】

○対象者 75歳以上の高齢者等

○開催場所 市役所、市内校区コミュニティセンター等

【施策額の内訳】

(単位：千円)

事 業 名	実施回数	参加者	支払額
はつらつ長寿プロジェクト	136回	2371人	4,730
合 計			4,730

【施策の評価】

令和3年10月より実施した「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」は、校区コミュニティセンター等の「通いの場」において、理学療法士や薬剤師、歯科衛生士や管理栄養士、言語聴覚士、保健師などの専門職を派遣し、介護予防教室を行い、併せて「健康調査アンケート」や体力測定を活用して健康状態の把握を行った。

参加者が介護予防の取組みの必要性を理解し、特に運動については講座終了後も運動継続できるような講座を開催した。

現状の課題として、健康意識の高い方の参加が目立ち、ポピュレーションアプローチとしての機能を十分に果たせてはいない点が挙げられる。今後はより広い範囲の方に参加してもらえるように開催場所等の見直しを行う。

(単位：千円)

高齢者食改善事業（配食サービス）

総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	支 払 基 金	一般会計繰入金	一般財源
3,975	1,530	765		765	915

【施策の目的】

一人暮らし高齢者その他の要支援高齢者に対して、定期的に配食サービスを提供することにより、生活の基本である食の確保を図るとともに、高齢者の社会との隔絶による孤立感を癒し、高齢者の事故を防止し、高齢者の福祉に寄与する。

【施策の実施】

○ 利用対象者

65歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯の高齢者で、配食が必要な方

○ サービスの内容

	1食あたり料金		配達料金
	利用者負担	市負担	市負担
非課税世帯	420 円	180円	223円
課税世帯	600 円		223円

【施策額の内訳】

	実人数	配食数	支払単価
非課税世帯	50 人	8,424 食	403円
課税世帯	25 人	2,804 食	223円
計	75 人	11,228 食	

(単位：千円)

・高齢者配食サービス配送業務 委託料	2,459
・食の自立支援(配食サービス)事業 扶助費	1,516
	3,975

【施策の評価】

一人暮らし等の高齢者やその他要支援者に対して、バランスのとれた食事を提供することにより、生活の基本である食の確保を図り、食生活の向上に寄与することができた。

配達に関しては高齢者の安否確認も兼ねており、必要に応じて家族、担当ケアマネジャー等と連携を図り、支援に繋げることができた。今後もニーズにあった事業を実施していく。

在宅介護用品給付事業

総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	支 払 基 金	一般会計繰入金	一般財源
2,218	854	427		427	510

【施策の目的】

在宅で寝たきり高齢者等を介護する世帯に対し、介護用品の給付サービスを提供することにより、在宅介護を支援し、寝たきり高齢者等の生活の質の向上とその家族の経済的負担の軽減を図る。

【施策の実施】

在宅の65歳以上の寝たきり及び認知症の高齢者や、それに準ずる状態の高齢者(要介護3以上)を在宅介護している家族を対象に、紙おむつ等を月額上限(5,000円)を定め支給するもの。

【施策額の内訳】

(単位：千円)

	実人数	延べ月数	支払額
非課税世帯	54 人	474 月	2,218

【施策の評価】

在宅で寝たきり高齢者などを介護する非課税世帯に対し、紙おむつ等を支給することで、生活の質の向上を図るとともに、家族の負担軽減にも繋がり、在宅介護を支援することができた。

本事業は、国、県の交付金対象事業となっているが、国、県の補助要綱の見直し等もある中、令和6年度は事業を継続することができた。今後も、国の動向を注視しながら事業を実施していく。

(単位：千円)

介護給付適正化事業

総額	財 源 内 訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
5,178	1,993	997		997		1,191

【施策の目的】

事業所等に対し給付実績等をもとに調査や資料提供を求め、利用者に対する適正かつ最良なサービスが供給されているかを検証するもの。
また、事業所の不正請求や過誤請求等を正し、より適正に介護給付事業を運営するもの。

【施策の実施】

・介護給付ケアプランチェック	33 件
・介護支援専門員研修	1 回
・介護認定調査の平準化(同行調査)	28 件
・介護認定調査の内容確認(調査票チェック)	2,045 件
・住宅改修事業工事内容確認(着工前・完成後確認)	11 件
・医療データとの突合	119 件
・縦覧点検	562 件

上記内容を実施するため、主に会計年度任用職員1名が従事している。

【施策額の内訳】

(単位:千円)

・会計年度任用職員(月額)報酬等	5,095
・その他事務費	83
	5,178

【施策の評価】

介護保険専門員が市内の居宅介護支援事業所のケアマネージャーに対して、面談によるケアプランチェックと助言を行うとともに、事業者への集団指導や個別点検を行い、サービス提供体制の向上を図った。
また、適正な介護給付費の請求を図るため、介護給付と医療データの突合や縦覧点検を行った。
引き続き、市内事業者のサービス提供体制の向上と適正な介護給付を推進する。

在宅医療・介護連携推進事業

総額	財 源 内 訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
7,062	2,719	1,359		1,359		1,625

【施策の目的】

在宅医療・介護連携支援センターと地域包括支援センターが連携し、相談窓口となり、介護従事者に医療情報を、また、医療従事者に介護情報を提供するなど、在宅医療・介護連携の円滑化を目的とする。

【施策の実施】

小郡市・久留米市・大刀洗町の2市1町で一般社団法人小郡三井医師会に委託。
小郡市、大刀洗町、久留米市北野町エリアで「在宅医療・介護連携センター」を設置。
平日9時～17時まで開設し、連携センター専門職を配置している。
実行委員会、多職種連携研修会、在宅医療・介護従事者研修会、啓発講演会、出前講座等を実施しており、「退院調整ルール」の手引きや、「人生会議」ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の啓発冊子「もしもの時に」を作成し、啓発講演会や出前講座を通じて、その周知・啓発を進めている。

【施策額の内訳】

在宅医療・介護連携センター運営委託料 7,062千円(小郡市負担分)

【施策の評価】

研修会や出前講座等を実施し、在宅医療・介護連携の推進や多職種間連携に繋がる取り組みを推進できた。また、人生会議ノート「もしもの時に」を活用し、出前講座等で啓発を行った。